

お知らせします 後期高齢者医療制度

この制度は、加入者のみなさんに負担いただいている保険料によって成り立っています。今回は、平成23年度の保険料の支払いと新しい保険証についてお知らせします。



平成23年度分の年間保険料の計算方法

均等割額	44,192円(一人当たりの額)
+	
所得割額	(前年の所得 - 33万円) × 10.28%
II	保険料率は平成22年度と変わりません
保 険 料	1年間の保険料(限度額50万円)

- 平成23年度の保険料の額は、7月中に「保険料額決定通知書」でお知らせします。
- 保険料の支払いは、口座振替に変更することもできます。希望される場合は、保険証と預金通帳、お届け印を持参のうえ役場福祉課までお申し出ください。

所得の低い方は保険料が軽減されます

【均等割の軽減】

所得の低い方は、均等割44,192円が次のとおり軽減されます。

- ・軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・加入者でない世帯主の所得も判定の対象です。

所得が次の金額以下の世帯	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得が0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減該当 4,419円 (軽減前との差額 39,773円)
33万円	8.5割軽減該当 6,628円 (軽減前との差額 37,564円)
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) 単身世帯の方は該当しません。	5割軽減該当 22,096円 (軽減前との差額 22,096円)
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減該当 35,353円 (軽減前との差額 8,839円)

【所得割の軽減】

加入者個人の所得で判定します。前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割の額が5割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった方の保険料の軽減】

制度加入時にサラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得税がかからず均等割が9割軽減されます。
(ただし、国民健康保険を除きます。)

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

福祉課国保医療年金係 ☎ 62-1211(内線126)

8月1日から使用できる新しい保険証をお届けします



新しい保険証を7月中に各加入者宛に郵送します。(保険料額決定通知書とは別に郵送)

保険証の色は前回と変わらず黄色です。お手元に届きましたら住所・氏名などの記載内容を確認してください。古い保険証は8月1日以降、役場総合窓口までお返しください。

裏面に臓器提供の意思表示欄



昨年7月の改正臓器移植法により、保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄が設けられました。この欄は、臓器提供の意思表示をする場合に記入するもので、記入を義務付けるものではありません。

詳しくは保険証に同封したパンフレットをご覧になるか、お問い合わせください。